

(1) ふたば幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

1. 移行施設 ふたば幼稚園
2. 施設種別 私立幼稚園
3. 運営法人 学校法人村上学園
4. 移行予定年月日 令和4年4月1日
5. 利用定員

【移行前】

年 齢	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
利用定員 (人)	60 人	70 人	70 人	200 人

【移行後】

年 齢	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
利用定員 (人)	<u>35 人</u>	<u>35 人</u>	<u>35 人</u>	<u>105 人</u>

6. 第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

【移行前】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
見 込 量 (人)	631	592	515	467	419
確保方策 (人)	1,090	960	950	950	950

【移行後】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
見 込 量 (人)	631	592	515	467	419
確保方策 (人)	1,090	960	<u>855</u>	<u>855</u>	<u>855</u>

7. その他

- ・経営主体は現状のとおり。
- ・建物、規模及び構造等は現状のまま移行。

私立幼稚園の選択肢

新制度における私立幼稚園の選択肢は3つあります。それぞれの役割や財政措置などを紹介します。

		新制度を選択する場合		従前どおりとする場合
		認定こども園になって 「施設型給付」を受ける (幼保連携型)	(幼稚園型)	幼稚園のまま 「施設型給付」を受けない ^{*1} ^{*2}
位置付け・役割		<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育と保育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設 ●市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を提供する施設
		(幼保連携型) ●学校と児童福祉施設の位置付け	(幼稚園型) ●学校 ●保育機能を認定	
施設の認可(認定)・指導監督等	認可(認定)	(幼保連携型) ●都道府県・指定都市・中核市	(幼稚園型) ●都道府県	●都道府県
	確認	●市町村		
財政措置		<ul style="list-style-type: none"> ●1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{*3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」^{*3} ●私学助成(特別補助等)^{*4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●「教育標準時間」に対応する「施設型給付」^{*3}及び「一時預かり事業(幼稚園型)」 ●私学助成(特別補助等)^{*4} 	<ul style="list-style-type: none"> ●私学助成(一般補助・特別補助) ●幼稚園就園奨励費
	取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●応諾義務 ※「正当な理由」がある場合を除く ●定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前に明示することが必要) ●利用者負担は市町村が所得状況に応じて定める(応能負担) ●上乘せ徴収可 ※上乘せ徴収を行う場合は、徴収理由、内容について説明の上、保護者の書面での同意が必要 		<ul style="list-style-type: none"> ●選考は特に制約なし ●利用者負担は設置者が設定

*1 新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

*2 当分の間は、毎年、各市町村から各私立幼稚園に対し、新制度への移行に関する意向調査がなされる予定です。

*3 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当されます。

*4 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助があります(実際には各都道府県の予算により決まります)。